

岡生安第 975号  
平成28年3月31日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査（工事監査）の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成27年11月、12月実施定期監査（工事監査）における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

注意事項

- 1 回答は紙媒体（正式）と電子ファイル（写し）を提出してください。
- 2 改善措置状況の通知は、地方自治法第199条第12項の規定により公表されます。
- 3 委員会は、委員長（又は会長）でお願いします。

定期監査（工事監査）の指摘事項の改善措置状況（平成27年11，12月実施分）

生 活 安 全 課

指摘事項

- 1 雨水貯留槽については、長期的な維持管理の視点から、土砂流入に対する対策を検討してください。
- 2 場内の「足場」，「てすり」及び「安全柵」について、一部に改善の必要な個所が認められました。速やかに、必要な措置を講じてください。

改善措置状況

- 1 宅地造成等規制法の基準に適合する泥だめを確保した排水柵を設置します。
- 2 施工中の安全確保のため、場内の「足場」，「てすり」及び「安全柵」について見直しを行い、適正に対処しました。